

掛川市告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項の規定に基づき、市道の路線を次のように変更する。その関係図面は、平成26年3月24日から2週間掛川市役所において一般の縦覧に供する。

平成26年3月24日

掛川市長 松井三郎

市道変更路線表

NO	路線名	起 点		終 点		重要な経過地
1	五反田橋通り線	旧	寺島字向田1378-2	旧	原里字萩872	
		新	寺島字向田1378-2	新	原里字萩873	
2	水道北線	旧	入山瀬字大平812-1	旧	入山瀬字仏沢1094-1	
		新	入山瀬字仏沢1096	新	入山瀬字仏沢1094-1	